

## ICTブロック据付工のQ&A集

### 陸上部でのブロック据付工について

Q1 ICT活用工事（ICTブロック据付工）試行要領の第3条のICT活用工事において、①ICTを活用した施工では、「設計図書及び起工測量データを用いて、施工箇所を可視化し施工する。」とあります。

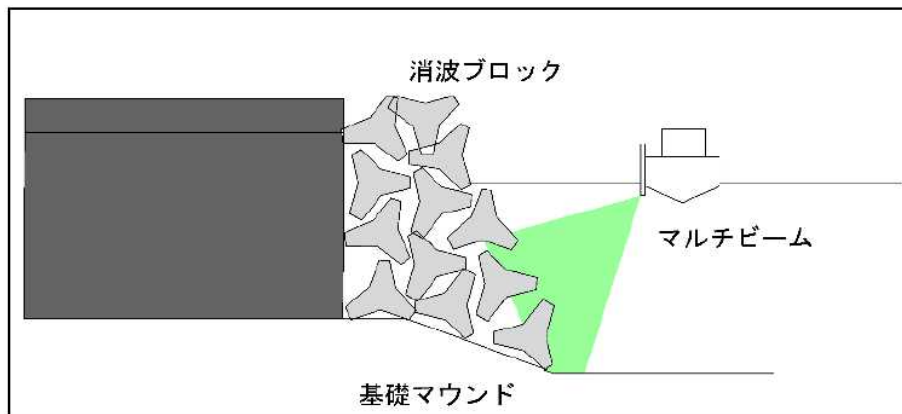
水中部の施工であれば、マルチビーム等の施工管理システムを使用し、可視化する施工が必要ですが、陸上部では直接据付が可能なのでマルチビーム等の施工管理システムを使用しません。

このような陸上施工のみの場合は「施工箇所を可視化し施工する」というICT施工に該当するでしょうか。

※マルチビームとは

複数の音響ビームを同時送波することで、一度に広範囲の地形を計測できる音響測深技術です。

マルチビーム測量イメージ図



ICT機器を用いた測量マニュアルブロック据付工編）（令和3年4月版）

A1 陸上部のみのブロック据付工事の場合、水中施工を伴わないことから、水中部を可視化する必要がないため、試行要領第3条の「①ICTを活用した施工」に該当しません。

試行要領第3条では「①～③全ての施工プロセスにおいてICTを活用する工事」と規定されているため、当該工事はICT活用工事（ブロック据付工）の対象になりません。

ただし、水中部と陸上部を一括して施工する工事で、マルチビーム等の施工管理システムを使用する場合はICT活用工事（ブロック据付工）の対象となります。